



11月1日から 住民票の写しなど 交付申請の際の 本人確認に ご協力ください

11月1日(水)から、なりすましによる不正な証明書の取得、閲覧を未然に防止し、個人情報保護するため、市が発行する各種証明書(住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書、所得証明書、納税証明書など)を申請する場合や市が保有する台帳を閲覧する場合、窓口に来た方の本人確認を行ない

ます。

交付申請の際窓口で、運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・住民基本台帳カード・各種健康保険被保険者証など本人確認のできる証明書をご提示ください。趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

問合せ先

- 市役所市民窓口グループ
☎52-11111 (内線214・218)
- ・税務グループ (内線245・246)
- ・収納グループ (内線242・243)

家具転倒防止器具の 取り付けを 行なっています



阪神・淡路大震災では、多くの方が家具類の転倒や落下、割れた食器類でケガをされたり、亡くなつたりしています。

このことから、地震対策として私たちが最も手軽にできる有効な

手段は、家具の転倒・落下を防ぐことです。

市では、今年度も家具転倒防止器具の取り付けを行なっていますので、ぜひご活用ください。

対象者

- ①おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ②おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯
- ③身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、家族(同居)に各手帳の交付を受けていない18歳以上65歳未満の方がいない世帯

申請方法 生活安全グループまたはいきいき広場で申請してください

利用回数

年1回
※1回あたりの作業時間は2時間以内です。

費用 取付費用は無料、材料費のみ負担(器具1組500円程度)

手続き等 家具転倒防止器具取付申請書、家具転倒防止器具取付けに係る確約書、借家などの場合は賃貸人の承諾書、印鑑

問合せ先

- ・市役所生活安全グループ
☎52-11111 (内線32)
- ・いきいき広場内地域福祉グループ
☎52-19871

社会保険料

(国民年金保険料)

控除証明書の 発行について

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、国民年金保険料を納付したことを証明する書類を添付することが必要になります。

このため、社会保険庁では11月上旬ごろ、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(ハガキ)を加入者あてに送付します。

年末調整や確定申告の手続きの際は、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

なお、今回送付の対象となる方は、平成18年1月1日から10月2日までの間に国民年金保険料の納付があった方です。

10月3日から12月31日までの間に納付した方については、平成19年1月31日の発送になります。

問合せ先

- ・刈谷社会保険事務所年金担当
☎21-2159
- ・社会保険庁年金専用ダイヤル
☎0570-100-19911